

国指定史跡

八幡林官衙遺跡



1997

新潟県三島郡和島村教育委員会

律令制下の越後

国・郡による地方支配 7世紀後半より進められてきた、律令制に基づく中央集権国家の建設は、8世紀前半頃に一応の完成をみたといわれている。その過程で、国・郡・郷（里）による支配体制が確立し、地方行政の担い手として国衙・郡衙（役所）が整備されることになった。

国衙・郡衙の設置時期は、郡衙がおおむね7世紀後半～末頃に整備されるのに対し、国衙はそれよりも若干遅れ、8世紀前半に成立する例が目立つ。

越後における状況も、ほぼ同様であったと考えられる。しかしその成立過程で、大宝2年（702）における越中国4郡の編入や、和銅元年（708）に建郡された出羽郡が、同5年（712）には出羽國として分離独立するなど、目まぐるしい国域の変化があった。その過程で越後国府の所在地も、当初の越後城（磐舟櫓か沼垂櫓？）から頸城郡に移転しており、複雑な状況を呈している。



越後国と官衙関連遺跡

北の邊要国 越後国は北陸道の北辺に所在し、蝦夷との境を接することから、それらに対する征討・斥候や饗給を重要な任務としていた。このため、中央国家勢力の出羽進出に際しては、前進基地としての使命を強く帯び、8世紀前半の出羽建国以降も、蝦夷政策に関わる物資・人員輸送の中継点として機能を持ち続けた。

八幡林遺跡 2号木簡が示す、養老年間での沼垂城の存続や、新潟市内場遺跡・猪神村發久遺跡の木簡に見える「秋食」「養食」の文字は、その特性を良く表している。

官衙関連遺跡 越後における官衙関連遺跡としては、不確かなものを含め10遺跡ほどが知られている。

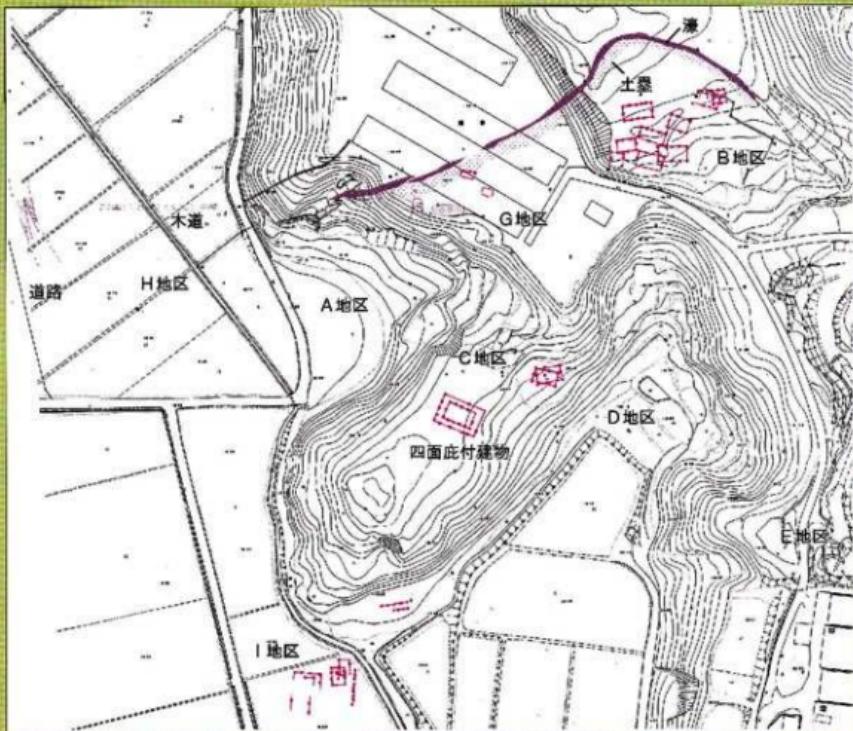
国レベルの遺跡には、鮭漁の基地として国衙の関係が想定されている的場遺跡や、国府の一郭と推定される上越市今池遺跡があげられるが、磐舟櫓・沼垂櫓や頸城郡に移転後の国府の位置はわかっていない。

郡レベルの遺跡についても、『駅』などの主要施設や周辺に広がる郡衙域の状況が明らかになった、八幡林・下ノ西遺跡（古志郡）以外では、位置付けに複数の可能性を残すなど不明な点が多い。



八幡林遺跡2号木簡

八幡林官衙遺跡



八幡林遺跡遺構配置模式図

はじめに 八幡林遺跡は、新潟県一島郡和島村大字島崎・両高に所在する。

遺跡周辺は『長者原』とも呼ばれ、以前より土器の出土が伝えられていた。平成2年に実施された国道116号バイパス建設に伴う調査では、完形の都符や「沼垂城」と書かれた木簡が出土するなど、全国的に注目を集めた。

和島村教育委員会では、遺跡の重要性と全国から寄せられた保存要望を考慮して、建設省、文化庁、新潟県教育委員会と協議し、遺跡の全容が明らかになるまで道路建設を中断し、発掘調査を継続することで合意した。

範囲確認調査 和島村教育委員会では文化庁の

補助金を受けて、平成3年～5年の3カ年に渡って、八幡林遺跡の詳細な範囲・性格を知るための確認調査を実施した。

調査の結果、四面庭付建物・都や大領に関わる多量の文字資料が出土し、古志郡衙の一翼を担う重要な施設であることが明らかになった。

国指定史跡 遺跡の重要性が確定したことについて、建設省は丘陵部（B地区）の遺構保存を了承し、工法を当初の開削からトンネルに変更することを発表した。それを受けて、和島村教育委員会は国指定申請書を文化庁に提出し、平成7年3月15日付けの官報告示で、国指定史跡『八幡林官衙遺跡』が誕生した。

遺跡の構造

八幡林遺跡は起伏のある丘陵と周辺の低地を取り込み、約4万m²の広がりを持つが、城柵官衙遺跡に一般的な、材木列・柵・築地塀・溝などによる外郭施設は存在しない。主要な建物は、丘陵上のB・C・G地区と、低地部を埋め立てたI地区に所在する。

建物以外の遺構としては、H地区で確認された道路・木道や、郴符と「沿乗城」木簡が出土したA地区的溝などがある。

遺跡が機能した時期は、奈良時代から平安時代に及び、古志郡に関わる重要な施設（館など）であったと考えられる。



郴符などが出土した溝（A地区）



B地区建物群

【C地区】 遺跡中央の舌状を呈する丘陵に位置し、掘立柱建物3棟と焼上遺構などが確認されている。

掘立柱建物では、平面積180m²のL型大な四面庇付建物が注目される。同建物は尾根を削平して建てられており、前面が平坦な広場状となっている。四面庇という構造から、中心的な施設であったとみられる。

建物が機能した時期は、共伴土器から8世紀末～9世紀前半頃と推定される。具体的な性格は、I地区的文字資料の内容から、大領館の正殿とみるのが妥当であろう。



C地区四面庇付建物

【I 地区】 低地部を埋め立てた上に、10棟以上の掘立柱建物が建てられている。構築時期は8世紀末～10世紀初頭に及び、時期に幅がある。

9世紀前半までの建物は、四面庇付建物と共に大領館を構成していたとみられ、墨書き器「南嶽（家）」はI地区の呼称であった可能性が高い。

9世紀中葉になると、墨書き器に「北家」が現れる。南から北への変化は、四面庇付建物廃絶に伴うレイアウトの変更を示している。

地震跡 I地区では、地震起源と推定される断層・地割れが確認されている。層位などから9世紀後半に発生したものと考えられ、『三代實錄』貞觀五年（863）の項に見える、北陸地方を襲った大規模地震に対応する可能性が高い。



道路遺構（H地区）



柱が遺存するI地区建物



地震の痕跡（I地区）

【H地区】 遺跡北西部の低湿地に位置し、道路と木道が発見されている。

道路は1.5m・深さ50cmの側溝を両側に持つもので、遺跡西辺をほぼ南北に走る。溝の心々距離は約4.5mである。西側溝から多量の遺物が出土しており、100個体を超える赤彩土師器の存在は、何らかの祭祀行為をうかがわせる。道路が機能した時期は、8世紀中葉を中心とするごく短期間であったと考えられる。

木道は吉沢を横断するように敷設されていた。構造としては、細めの枝材を井桁状に組み、その上に半裁した丸太を据え付けている。丸太の両端には、牽引のための抉り（綱掛け？）が見られる。木道の所属時期は、層位関係などから9世紀後半以降に位置付けられよう。



木道（H地区）

出土した遺物



帯飾り

太刀外装具

帯飾り・太刀外装具（A・H・I地区）



奈良三彩（A地区）



ヘラ



漆紙



漆容器

刷毛

漆塗り用具（I地区）

帯飾り 当時の役人は、金属製や石製の飾りを持つ腰帯を身につけており、その大きさ・材質は、役人の位によって細かな規程があった。八幡林遺跡で発見された最大のものは、黒漆が塗られた優品（銅製）であり、大きさから郡の長官（大領）クラスが用いたものと推定される。

太刀外装具 太刀を腰帯に吊り下げるための金具で、「帯執足金物」とも呼ばれている。銅製で全面に黒漆が塗られており、正倉院に伝世する「黒作太刀」装着の金具に類似している。

奈良三彩 唐三彩の技術を導入し、都の官営工房で製作されたものと推定される。地方では寺院址・官衙遺跡などで稀に出土し、新潟県内では八幡林遺跡のほか、新津市上浦遺跡出土の三彩小壺が知られているのみである。

八幡林遺跡の奈良三彩は、金属器を写した模様の蓋と推定され、須恵器にも同様の器形が存在する。緑釉の地に褐色・黄色の釉薬を、4単位交互に施している。

漆塗り用具 八幡林遺跡の内部では、鉄器・漆器・木製品などの手工業生産が行われており、製作に用いた道具や未完成・鉄滓などが、多数出土している。

中でも、漆塗りに用いた道具が備っており、漆を貯蔵した容器（漆入り土器）、漆塗りをする刷毛、漆を搔き取るヘラ、漆の乾燥を防ぐ漆紙（漆容器の裏紙）などが見られる。

漆紙には公文書・書状などの反故が使われる場合が多いが、本資料に文字を確認することはできなかった。

陶窯 陶製の窯が多量に出土しており、窯として製作された縄輪形象窯・円面窯・風字窯のほかに、須恵器有台坏や坏蓋内面を利用した転出窯が存在する。量的には後者が圧倒的である。

縄輪形象窯は水鳥を模したものと推定され、前述した奈良三彩と同様に、都の官営工房の製品と考えられる。

土器 黄褐色を呈する軟質の土師器と、青灰色で硬質の須恵器がある。用途から、食事をとる食膳具・調理を行う煮炊具・液体などを貯える貯蔵具などに大別できる。

これらの生産地は、土師器の大半が地元産とみられるのに対し、須恵器には古志郡外の製品も一定量含まれる。特に、越後側の須恵器生産が衰退する9世紀中葉以降では、佐渡小泊窯の製品がほとんどとなる。

墨書き土器 墨・黒漆で文字や記号を記した墨書き土器が、400点以上も確認されている。主な出土地点は、H地区の道路側溝およびI地区的土・下層である。

H地区的墨書き土器は8世紀中葉前後に中心を置き、内容的には「郡殿新」「古志」など古志郡に関わるものと、城柵的機能をうかがわせる「石屋木」が見られる。

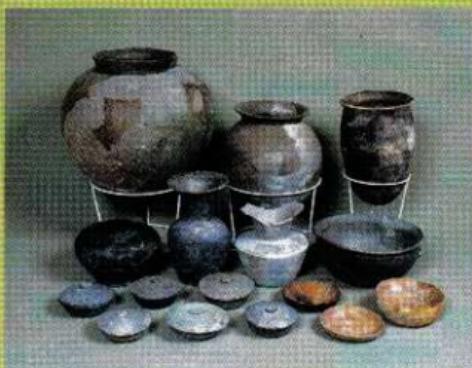
I地区的墨書き土器は8世紀末～10世紀初頭頃のものを含み、若干の時間幅がある。

下層の資料には、「郡」「石屋大領」「大領」「大（領）房」「南殿」「南家」など郡や大領に関わる官職名・施設名が目立ち、1点のみではあるが、「大家驛」という他の官衙名を記すものも存在する。

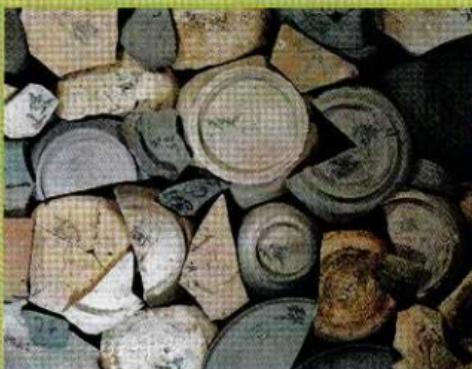
それに対し、上層の資料では官衙特有の表記が激減し、施設名称を表す「北家」「北殿」以外、「山」「草」など意味不明の1字墨書きが主体となる。



陶窯 (D・I 地区)



奈良・平安時代の土器



墨書き土器 (H・I 地区)

出土した木簡

木簡は約100点が出土している。養老の年号を伴う2号木簡以外は年紀が明らかではないが、A・H地区の資料は8世紀前半～中葉、I地区のものは8世紀末～9世紀前半頃に位置付けられよう。

都符 全長58cmの長大な木簡であり、廃棄時に意図的な切断が加えられている。

蒲原郡司が青海郷に下したもので、少」高志君大虫に対し、国府で行われる告瀬への出席を命じている。単なる文書ではなく、『過所』機能を併せ持つ可能性が高い。

貢進文書・付け札 物品の貢進に関わるもので、多数の人名が確認できる。「射水臣」「能等」「科瀬」など北陸・信州に関連する氏姓の存在が注目される。物品名に鮭が多く登場することは、越後の物産としての性格を如実に物語っている。

封緘木簡 2枚1組で機能し、紙の文書を挟んで結束・封印したものである。24点が確認され、地方の山土量では卓越している。大領や郡に宛てたものがあり、遺跡の性格を決定づけるものといえる。

ま と め

八幡林遺跡は8世紀前半から10世紀初頭頃まで機能し、古志郡に関わる重要な施設であることが明らかになった。しかし単純に郡衙とするには、8世紀中葉頃までの城柵・閑的機能を示す文字資料の存在や、止合を欠如するなど問題も多い。

平成8年に実施された下ノ西遺跡の調査成果は、郡衙施設が分散していた可能性を示すものであり、周辺部における調査の進展が期待される。



封緘木簡（H・I地区）

平成9年3月
編集・発行 新潟県三島郡和島村教育委員会